

## 市民のみなさんへ

大野城市では、人権・同和問題の解決を目指して、毎年、人権・同和問題啓発冊子「みんなのしあわせのために」を作成しています。今回は、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、ハンセン病患者、その他の人権問題を取り上げました。市民一人ひとりの人権が尊ばれる社会を築くために役立てていただければ幸いです。



### 大野城市人権を尊ぶまちづくり条例 第1条

この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

## 同和問題の解決のために



### 身元調査をしない、させない、許さない

身元調査は、家族や出身地などを調べることです。現在でも結婚や就職の際などに行われており、その多くは同和地区かどうかを調べるために行われています。身元調査は、重大な人権侵害にあたり、筑紫地区4市1町では、「身元調査お断り運動」を推進しています。

### 同和問題(部落問題)とは

日本社会の歴史の中でつくられた身分階層構造に基づく差別により、国民の一部の人々が長い間、

経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれてきました。

そして、現在に至っても基本的人権が十分に保障されていない状況が存在するというわが国特有の人権問題です。

### 同和問題の解決のために

本市では、平成6年に「大野城市人権都市宣言」を議決したの続き、平成8年に「大野城市人権を尊ぶまちづくり条例」を制定し、差別のない明るいまちづくりの実現を目指しています。